

令和3年11月  
沖縄県

## 建築主・工事施工者の皆様へ

### 都市計画区域外で 建築確認申請が不要な工事(※)の場合でも 建築工事届の提出が必要です！

※四号建築物の新築等

**10m<sup>2</sup>を超える建物を新築・増築する場合、  
都市計画区域外であっても、  
建築基準法に基づく建築工事届の提出が必要です。  
工事着手前までに所管の特定行政庁あて提出をお願いします。  
(建築工事届の様式は県建築指導課のホームページにあります)**

**建築工事届**  
建築主  
工事施工者  
工事監理者  
建築確認  
除却工事施工者  
.....

#### その他の注意点

##### ①建築予定地近くにがけはありませんか？

建築予定地付近に高さ2mを超えるがけがある場合は、  
沖縄県建築基準法施行条例第5条の規定に基づき、  
・建物をがけの端からがけの高さの1.5倍以上離す（図1）  
・擁壁を設置  
が必要です。※擁壁は別途確認申請が必要です。

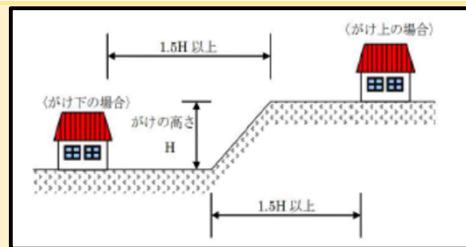


図1 がけ制限イメージ

##### ②土砂法のレッドゾーン区域内ではありませんか？

土砂法の土砂災害特別警戒区域内で建築行為をする場合は、  
都市計画区域外であっても建築確認申請が必要です。  
また、土砂対策工事の実施が原則必要です。（図2）  
(土砂法の区域の指定状況は県ホームページで確認できます)

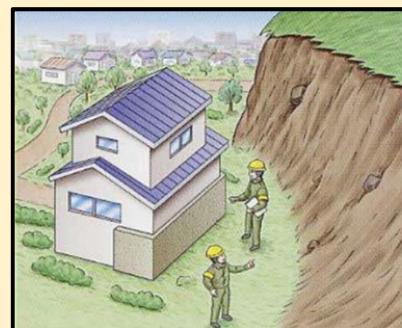


図2 土砂対策工事イメージ

##### ③設計及び工事監理を建築士に依頼しましたか？

建築基準法・建築士法に基づき、一定規模の新築・増築工事  
(非木造の場合30m<sup>2</sup>超、木造の場合100m<sup>2</sup>超)を行う場合は、  
建築士が設計や工事監理を行う必要があります。

##### ④省エネに関して建築士から建築主への説明義務があります

令和3年4月から建築物省エネ法に基づき、建築士が建築主へ  
書面で説明を行うことが義務化されました。  
詳細は県建築指導課ホームページを参照ください。

#### お問い合わせ

|               |                  |          |         |
|---------------|------------------|----------|---------|
| 沖縄県土木建築部建築指導課 | TEL:098-866-2413 | 県建築指導課HP | 土砂法指定状況 |
| 北部土木事務所       | TEL:0980-53-2010 |          |         |
| 南部土木事務所       | TEL:098-866-1762 |          |         |
| 宮古土木事務所       | TEL:0980-72-1437 |          |         |
| 八重山土木事務所      | TEL:0980-82-3077 |          |         |